

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	鹿沼市

鹿沼市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	経済部林政課
所在地	鹿沼市今宮町1688-1
電話番号	0289-63-2187
FAX番号	0289-63-2189
メールアドレス	rinsei@city.kanuma.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル ツキノワグマ・ハクビシン・アライグマ・タヌキ 鳥類（カワウ・ハシブトガラス・ハシボソガラス・カルガモ・ドバト・キジバト・スズメ・ヒヨドリ・アオサギ・ゴイサギ・ムクドリ）
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	鹿沼市全域 490.62km ²

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 農業被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積(ha)	被害金額(千円)
イノシシ	水稻・飼料作物・野菜・イモ類	3.48	967
ニホンジカ	水稻・麦類・豆類・雑穀・飼料作物・野菜・工芸作物（麻）	12.3	1,475
ニホンザル	麦類・豆類・果樹・野菜・イモ類	0.21	477
ハクビシン	野菜・果樹	0.03	41
鳥類	水稻・野菜・工芸作物（麻）	0.52	315

(2) 林業被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積(ha)	被害金額(千円)
ニホンジカ	樹木	10.74	10,843

(3) 被害の傾向

<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシは、市内全域に生息している。水稻を中心に被害を与えているが、土手の掘り起こしや水路の崩壊などの被害も発生している。 ・ニホンジカは、市内南西部まで生息域が拡大した。水稻やそばの農業被害や林業被害が発生している。また、交通事故などの生活被害も発生している。 ・ニホンザルは、山間部から里山にいくつかの群れが存在しており、野菜類の食害や生活被害が発生している。近年では、ハナレザルが市街地に出没し、人身被害の恐れがある。 ・ツキノワグマは、山間部及びそれに接する山際に生息しており、特に夏から秋にかけて山際の平野部に出没し、柿や栗などの民家の放任果樹に被害
--

をもたらしている。民家近くで目撃されており人身被害の恐れがある。

- ・ハクビシンはイチゴをはじめとする野菜の食害のほか、住宅を住み処とするため、生活被害も発生している。アライグマは、近年捕獲数が増えており注意が必要である。
- ・鳥類は、市内全域に生息しており、水稻や果樹への被害が発生している。また、民家近くの木々に営巣し騒音や糞などの生活被害も発生している。

(4) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
イノシシ	被害面積	3.48 ha	2.43 ha
	被害金額	967千円	676千円
ニホンジカ	被害面積	12.3 ha	8.61 ha
	被害金額	1,475千円	1,032千円
ニホンザル	被害面積	0.21 ha	0.14 ha
	被害金額	477千円	333千円
ハクビシン	被害面積	0.03 ha	0.02 ha
	被害金額	41千円	28千円
鳥類	被害面積	0.52 ha	0.36 ha
	被害金額	315千円	220千円

(5) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会への委託及び鹿沼市鳥獣被害対策実施隊による捕獲を実施している。 ・ 箱わな等の貸出しを行っている。 イノシシ用箱わな 442台 クマ用ドラム缶わな 17台 小動物用箱わな 15台 電気止めさし器 6基 ・ 捕獲個体の処理について、捕獲者の負担軽減のために市内施設において、無料で焼却処分を行っている。 	<p>狩猟免許保有者の減少に伴い、有害鳥獣捕獲従事者も減少している。そのため、免許取得者が有害捕獲に携われるように、広報誌等でPRを行い、捕獲推進を図る必要がある。</p> <p>狩猟技術の継承が上手くなくない場合がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市による防護柵設置費助成を行っている。 ・ 鹿沼市野生鳥獣対策協議会による防護柵の整備を行っている。 	<p>電気柵やワイヤーメッシュ柵の設置が普及してきたが、正しい管理・設置方法がなされずに効果が十分に発揮されていない事例がある。</p>
生息環境管理その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民税を財源とした「とちぎの元気な森づくり里山林整備事業」により緩衝帯を整備している。 	<p>地域によっては、人口減少により緩衝帯整備の継続が困難になっている。</p>

の取組		
-----	--	--

(6) 今後の取組方針

従来通り柵等で作物を守り、生ごみや放任果樹等を減らすことで、野生鳥獣を里に近づけない。さらに、野生鳥獣のすみ処となる藪や里山林の刈り払いを行うことで、山へと追いやり、行動範囲を狭めた状態で、効率の良い捕獲を行う。

具体策としては、以下のとおりである。

- ア とちぎの元気な森づくり里山林整備事業を活用し、環境整備を進めるほか野生鳥獣の生息域となっている耕作放棄地などの解消に努める。
- イ 県西環境森林事務所や猟友会と協力し、広報等で狩猟免許試験の周知を行い、捕獲の担い手育成・支援に努め、特に若年層の狩猟への参画を推進する。
- ウ ニホンザルによる被害が多発しているため、住民向けの講習会を開催し効果的な追い払いや対策を集落全体で行う体制づくりを進める。
- エ 鳥獣被害対策実施隊による集中的なパトロールにおいて、放任果樹等への指導を行い、野生鳥獣の近付きにくい環境づくりを進める。
- オ ICTの活用により捕獲活動の効率化を図る。
- カ 隣接市町と捕獲や防護に関し、広域的な連携を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシ・ニホンジカ・ニホンザルについては従来通り、猟友会に捕獲を委託し、各地区・支部ごとにわなや銃器による捕獲を行う。さらに、鳥獣被害対策実施隊と連携することにより、効率的な捕獲を実施する。

ハクビシン・アライグマ・タヌキについては、原則的には被害を受けている住民自ら捕獲を行い、猟具の貸出しや駆除業者への委託についても推奨する。

鳥類については、関係機関から要請を受けた猟友会員により、地区ごとに捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	わなの購入・貸与 報償金の活用による捕獲の推進 野生鳥獣対策講習会の開催 ICT等新技術の利用推進
令和7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	わなの購入・貸与 報償金の活用による捕獲の推進 野生鳥獣対策講習会の開催 ICT等新技術の利用推進

令和8年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	わなの購入・貸与 報償金の活用による捕獲の推進 野生鳥獣対策講習会の開催 ICT等新技術の利用推進
-------	------------------------	--

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
近年、イノシシやニホンジカの捕獲数が増加していることや、県内において豚熱（CSF）ウィルスを媒介するイノシシが確認されていることを踏まえ、実態に合わせた捕獲計画数を設定する。			
対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	1,500頭	1,500頭	1,500頭
ニホンジカ	1,500頭	1,500頭	1,500頭
ニホンザル	80頭	80頭	80頭
ツキノワグマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
ハクビシン	70頭	70頭	70頭
カワウ	100羽	100羽	100羽
鳥類	200羽	200羽	200羽
アライグマ	5頭	5頭	5頭
タヌキ	5頭	5頭	5頭

捕獲等の取組内容
<p>イノシシ・ニホンジカの捕獲手段は銃器、箱わな、くくりわな及び囲いわな、ニホンザルの捕獲手段は銃器、箱わな及びくくりわな、ハクビシン・アライグマ・タヌキの捕獲手段は箱わなによる。イノシシ・ニホンジカ・ニホンザルの捕獲は通年行い、捕獲予定場所は被害発生地及びその付近とし、地区ごとに猟友会の会員又は鹿沼市鳥獣被害対策実施隊が有害捕獲従事者として実施する。ハクビシン・アライグマ・タヌキは被害を受けている者が状況に応じて捕獲許可をとり実施する。鳥類については、区域・期間を考慮し、銃器による捕獲を実施する。なお、イノシシについては、県内で豚熱に感染した個体が確認されていることから、捕獲従事のため山林に入った後は、帰宅前に、捕獲で使用した靴、衣類、道具、車両等の消毒を行う。また、捕獲したイノシシを現場に埋却せずに搬出する場合、血液等が漏出しないようビニールで密閉する等の防疫措置を講じながら捕獲を強化する。</p> <p>また、捕獲行為が、希少猛禽類その他の野生生物の生息に支障とならないように配慮する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>ライフル銃は、イノシシ、ニホンジカ等の大型獣の捕獲に有効なため、農地近辺に出没する個体を効率的に捕獲することができる。3月に実施する特</p>

定獣適正管理事業（個体数調整）において、ライフル銃を所持する猟友会の会員により、ライフル銃を用いた有害捕獲を実施する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
鹿沼市	すべての鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル等	ワイヤーメッシュ柵 L=4, 000m	ワイヤーメッシュ柵 L=4, 000m	ワイヤーメッシュ柵 L=4, 000m

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル等	<ul style="list-style-type: none"> 各地域で草刈り及び柵補修を行う 実施隊による侵入防止柵の設置支援、管理指導 	<ul style="list-style-type: none"> 各地域で草刈り及び柵補修を行う 実施隊による侵入防止柵の設置支援、管理指導 	<ul style="list-style-type: none"> 各地域で草刈り及び柵補修を行う 実施隊による侵入防止柵の設置支援、管理指導

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン アライグマ タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> とちぎの元気な森づくり里山林整備事業による緩衝帯の整備 実施隊への被害防止のための研修 実施隊への箱わな、くくりわなの貸し出し
令和7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン アライグマ タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> とちぎの元気な森づくり里山林整備事業による緩衝帯の整備 実施隊への被害防止のための研修 実施隊への、箱わな、くくりわなの貸し出し
令和8年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> とちぎの元気な森づくり里山林整備事業による

	ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン アライグマ タヌキ	る緩衝帯の整備 ・実施隊への被害防止のための研修 ・実施隊への箱わな、くくりわなの貸し出し
--	---	---

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
栃木県自然環境課	対応の相談
栃木県林業センター	対応の相談
栃木県県西環境森林事務所	対応の相談、現地確認
鹿沼警察署生活安全課	情報提供、現地確認
鹿沼・粟野猟友会	現地の確認、対策の検討や実施
鹿沼市鳥獣被害対策実施隊	現地の確認、対策の検討や実施
各地区コミュニティセンター	地元自治会や学校等への周知
鹿沼市学校教育課	学校等への情報提供
鹿沼市保育課	保育園等への情報提供
鹿沼市林政課	情報提供、看板設置等

(2) 緊急時の連絡体制

別紙のとおり

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>焼却を原則とし、持ち帰りの上、適切な焼却施設で処理すること。やむを得ず埋設処理をする際は、生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設すること。自家消費については、本県のイノシシ及びシカには放射性物質の影響による出荷制限があることから、捕獲従事者にその旨を周知徹底し、自家消費の自粛を促す。</p>
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

食品	イノシシ肉及びシカ肉については、原子力災害特別措置法に基づく出荷制限があることから、捕獲従事者にその旨を周知徹底し、自家消費の自粛を促す。ただし、有効利用を図ることを目的とした、調査・研究は行っていく。
----	---

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	鹿沼市野生鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
鹿沼市自治会連合会	被害状況の把握及び情報共有
栃木県猟友会鹿沼・栗野支部	有害鳥獣捕獲及び個体数調整の実施
上都賀農業協同組合	被害状況の把握及び情報共有
栃木県農業共済組合上都賀支所	被害状況の把握及び情報共有
鹿沼市・栗野森林組合	被害状況の把握及び情報共有
鹿沼市漁業協同組合連絡協議会	被害状況の把握及び情報共有
鹿沼市議会	情報共有
栃木県鳥獣保護管理員	助言指導及び情報共有
鹿沼市自然公園指導員会	助言指導及び情報共有
鹿沼市農業委員会	被害状況の把握及び情報共有
栃木県県西環境森林事務所	助言指導及び情報共有
栃木県上都賀農業振興事務所	助言指導及び情報共有
鹿沼警察署生活安全課	被害状況の把握及び情報共有
鹿沼市農業公社	被害状況の把握及び情報共有
鹿沼市経済部	野生鳥獣被害予防措置の検討及び推進

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
日光森林管理署	助言指導及び情報共有
県西地域鳥獣被害対策連絡会議	情報交換及び広域的な獣害対策

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成28年4月1日設置 名称：鹿沼市鳥獣被害対策実施隊 隊員数：50名 職務内容：緊急及び被害発生時の鳥獣捕獲、被害調査、巡回指導、パトロール、講習会の受講等
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

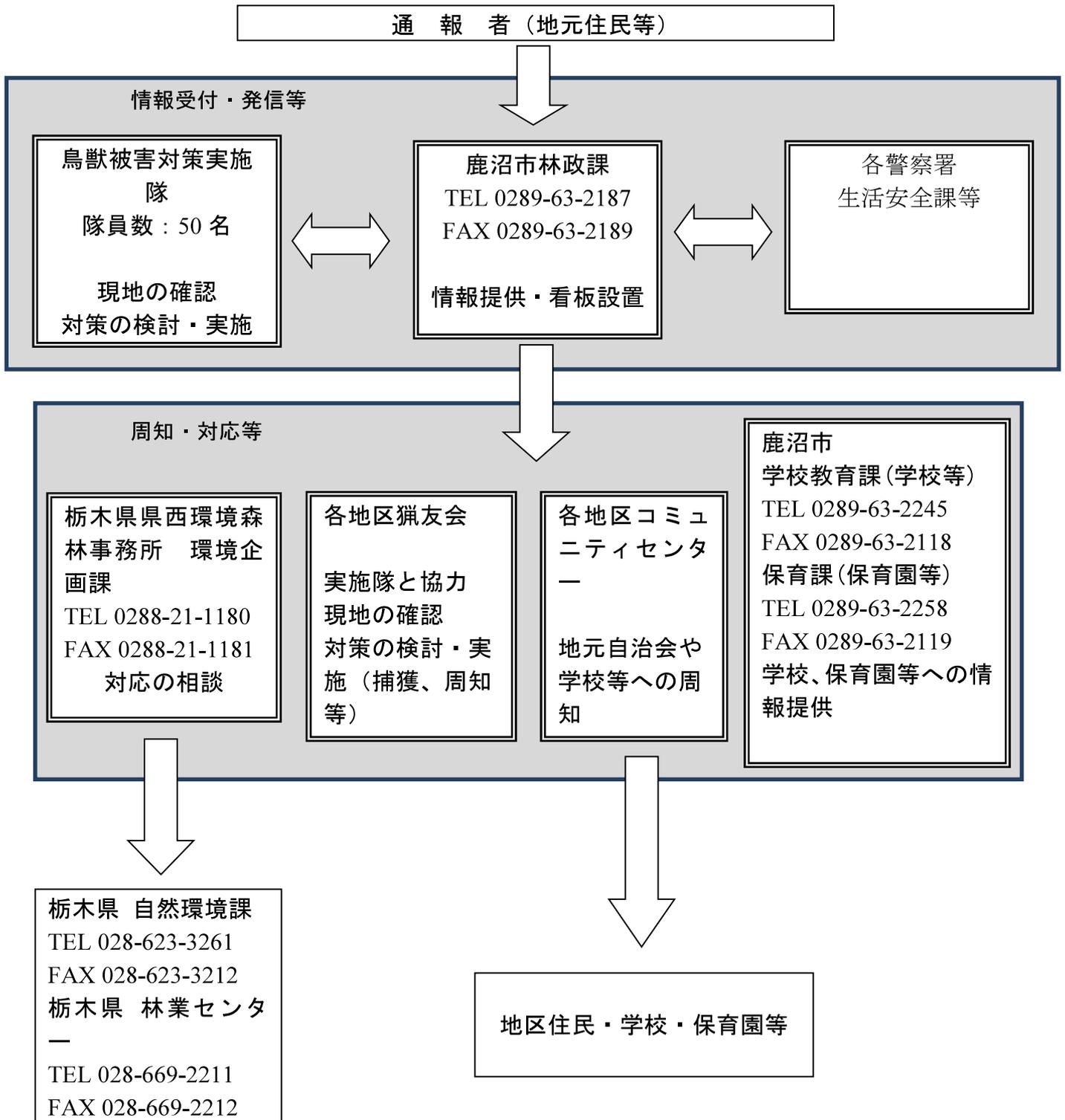
隣接市町との情報の共有や交換を密にし、広域的な対応を可能にする。 被害地区ごとの被害状況に応じた獣害に強い地域づくりを推進する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害・生息範囲が市全域に拡大していることから、隣接している市町と連携し広域的・効果的な被害対策について検討する。
--

別紙

緊急時における関係機関等との連携（連絡網及び役割分担）



※これを基とし、出没箇所・状況等により対応